

訪問看護ステーションスワン
指定訪問看護事業所・指定介護予防訪問看護
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人健友会が開設する、指定訪問看護ステーションスワン（以下「事業者」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な指定訪問看護（介護予防訪問看護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供にあたって、事業者の看護職員等は、利用者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の回復、維持を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、事業者の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の回復、維持を図り、もって利用者の生活機能の向上又は維持を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 訪問看護ステーションスワン
(2) 所在地 : 山形県酒田市中町3丁目5番23号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
管理者は、事業者の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 看護師等 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算で7名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 常勤換算で1名以上

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(国民の休日（振替休日を含む）、12月30日から1月3日、5月20日、8月13日は休業日とする。但し、長期間の連休となる場合は、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所の関係機関に周知の上、営業日とすることがある。)

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪等により清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の相談、援助
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他の医師の指示による医療処置
- (11) かかりつけ医師への連絡調整及び報告

(利用料)

第7条 利用料負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。
- (2) 末期の悪性腫瘍、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、医療保険の給付対象となるものであり、介護保険における訪問看護費は算定しない。
- (3) 介護保険認定を受けておらず、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者においても、医療保険の給付の対象となるものとする。
- (4) 介護保険においては、交通費を徴収しないものとする。但し、医療保険の場合は交通費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、酒田市・遊佐町・庄内町・三川町の区域とする。

(緊急時等における対応)

- 第9条 指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求めるなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(秘密保持及び個人情報保護)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者及びその他の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 3 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(苦情処理)

- 第 11 条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員をおき、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 12 条 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を行う。

- 2 事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
(2) その他虐待防止のために必要な委員会の開催、指針の整備等の措置

- 2 事業者は、サービス提供中に養介護施設従事者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

(記録の保存期限)

- 第 14 条 サービス提供に関する記録の保存期間はサービス提供の完結日から 5 年とする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 15 条 事業者は、職員等の資質向上を図るため研修会の機会を設けるものとし業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修
(2) 繼続研修 年 2 回以上

- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人健友会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改訂 令和 2 年 9 月 1 日
改訂 令和 5 年 6 月 1 日